

## 【事業のご案内】畑地化促進事業について

### 第1　主旨

水田を畑として利用し、畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的としています。生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援するものです。

### 第2　申請者

申請する農地を自ら耕作し、且つそこで栽培した作物を出荷販売（供給）又は自家利用している者に限ります。

### 第3　対象農地

以下の全てを満たす必要があります。

(1) 前年度において主食用米を含む作物を作付していること。

（育苗ハウス、撤去が困難な園芸施設、自己保全管理などは対象外）

(2) 田の形状が維持（畦畔があること）されていること。

※畦畔や取水口が破損している場合は、原状回復の必要あり

(3) 水路及び取水口があること。

※ポンプアップによる給水をされていた場合は取水口がなくても良い

### 第4　合意形成

①土地所有者、②農業委員会及び③土地改良区の同意が必要です。なお、②③は、町農業再生協議会が①の同意が得られた農地を取りまとめて手続きを行います。

### 第5　交付金（2種類）

①畑地化支援…70,000円/10a（1回のみ）

↳水稻栽培から畑作物に切り替えるためのものです。

②定着促進支援…20,000円/10a×5年間（一括で受取る事も可能）

↳作物が十分育つまでの間、収益補助するものです。

本事業に係る交付金は、国から直接申請者に交付されます。

### 第6　交付後

交付の年度を1年目として5年間は畑作物の作付けが必要です。この期間中に土地所有者に農地を返還する（された）場合も同様に作物を作付けする必要があります。仮にその期間中に対象作物を作付けしなかった又は復田したときは、本事業に係る交

付金を全額または一部返還となる場合があります。

細目書には、対象農地欄に「畑地化促進事業」と表示され、転作面積はこれまで同様にカウントされます。

#### 第7 交付後5年を越えた後

畑作物を栽培する義務はなくなります。同時に水稻栽培も可能です。仮に水稻作付した場合で、翌年度に転作作物を作付けして販売を行ったとしても「水田活用の直接支払交付金」は復活しません。

#### 第8 土地改良区決済金等支援

土地改良区賦課金に対して「土地改良区決済金等支援」を活用することができます。申請することで、①地区除外決済金の場合は全額、②畑地化協力金の場合は賦課金の7／10を一括で町が土地改良区に支払います。

①地区除外決済金（一度支払えば、次年度から支払う義務なし）

・・・対象となる場合は、対象農地に基幹及び幹線施設の用水がかからず他の水源による用水確保も厳しく、現在及び将来にわたって水稻栽培が困難であり、「耕作放棄地になることが懸念される農地」と土地改良区が判断した場合に限ります。

（令和7年度は上限 250,000 円／10a）

②畑地化協力金（毎年支払う必要あり）

・・・上記①以外の農地が対象で、経常賦課金が3／10に毎年軽減されます。

#### 第9 留意事項

○本事業は国の予算の範囲内で申請内容を審査し、採択されるものであるため、要望通り支援を受けられるかどうか採択結果によることにご注意願います。

○本事業で畑地化された水田は、「水田活用の直接支払交付金」の対象外となります。

○土地所有者の同意をとつて畑地化される方は、耕作者が責任をもつて地権者に説明していただきますようお願いいたします。

○土地改良区決済金支援について、農地の地区除外等の判断は各土地改良区にて行いますので、事前によく協議のうえ申請してください。

お問い合わせ先

高畠町農業再生協議会事務局

担当：長瀬、星野

TEL0238-52-4480 FAX0238-52-1543

E-mail:suiden@town.takahata.yamagata.jp